

# 府中町くらしごと自立応援センター運営業務企画提案募集要領

## 1 目的

8050問題、引きこもり問題等の複雑化する社会問題へ対応し、生活困窮者等の個々の状態に応じた包括的かつ継続的な支援を実施するための「断らない相談支援機関」を目標に、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく生活困窮者への自立相談支援事業、生活困窮者並びに生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく被保護者への就労準備支援事業及び家計改善支援事業を一体的に実施する「府中町くらしごと自立応援センター」の運営業務（以下「本業務」という。）について、町と契約を締結する意思のある事業者から公募型プロポーザルにより広く提案を募り、提案内容、事業実施の能力等の審査を行い、最も事業の遂行に適格である受託候補者を選定するため、企画提案を募集します。

## 2 業務の概要

### （1）業務名

府中町くらしごと自立応援センター運営業務

### （2）委託期間

令和8年4月1日～令和11年3月31日まで（複数年契約）

### （3）業務の内容

別紙「委託業務仕様書」参照

### （4）企画提案の内容

別紙「委託業務仕様書」参照

### （5）契約金の上限額（各年度）

21,179,000円（消費税及び地方消費税を含む）

＜各事業の上限（消費税及び地方消費税を含む）＞

- ・自立相談支援事業 12,395,000円
- ・就労準備支援事業 6,737,000円
- ・家計改善支援事業 2,047,000円

## 3 対象経費

給料、職員手当等、共済費、報酬、報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）、負担金

## 4 募集及び業務委託に関する要件

### 4-1 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者になろうとする者）は、企画提案書の提出締め切り時点で次に掲げる要件に全て該当する者とします。なお、本業務は、自立相談支援事業、就労準備支援事業及び家計改善支援事業を一体的に実施しようとするものであり、一部の事業のみ

の応募はできません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 民間企業、NPO法人及びその他の法人であって、受託業務について十分な業務遂行能力を有し、適正な経理執行体制を有しているもの。
- (3) 府中町暴力団排除条例（平成23年12月府中町条例第14号）に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (4) 令和4年度以降、自立相談支援事業、就労準備支援事業及び家計改善支援事業の一部若しくは類似関連事業の実施実績があること。
- (5) 府中町又は国（公社・公団を含む。）若しくは他の地方自治体において、指名停止措置（入札参加停止措置）を受けていない者であること。
- (6) 府中町の町税（府中町に事業所を有しないものにあっては、その所在地の市町村民税）並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

#### 4-2 スケジュール

	内 容	期間又は期限
1	募集要領の公表・配布	令和8年 2月 6日（金）～16日（月）
2	参加表明書等の提出期限	令和8年 2月 16日（月）
3	質問書の受付期限	令和8年 2月 16日（月）
4	質問書に対する回答期限	令和8年 2月 18日（水）
5	企画提案書等の提出期限	令和8年 2月 20日（金）
6	プレゼンテーション	令和8年 2月 27日（金） 予定
7	評価、採点	令和8年 2月 27日（金） 予定
8	結果通知	令和8年 3月 10日（火） 予定
9	契約内容の協議、調整	福祉課より連絡します。
10	契約の締結	福祉課より連絡します。

#### 4-3 募集要領等の公表・配布

##### 【配布期間】

令和8年2月6日（金）～令和8年2月16日（月）

##### 【配布方法】

府中町ホームページ（<http://www.town.fuchu.hiroshima.jp>）からダウンロードしてください。

##### 【企業・事業者>入札・契約情報>入札・契約関係様式】

※トップページの新着情報またはトピックスにも掲載します。

#### 4-4 参加申し込み

**【受付期間】**

令和8年2月6日（金）～令和8年2月16日（月）※厳守

**【申込方法】**

必要書類を提出先へ直接持参してください。（郵送の場合は期限までに必着）

※電子メールによる提出は認めません。

※土・日・祝日を除く午前8時30分から午後4時00分まで。

**【提出先】**

府中町 福祉保健部 福祉課 生活福祉係

〒735-8686 広島県安芸郡府中町大通三丁目5番1号

参加表明書等提出書類：提出部数各1部

	書類名	様式及び作成要項
1	参加表明書	様式第1-1号
2	応募資格要件確認書	様式第1-2号
3	暴力団排除に関する誓約書	様式第1-3号
4	委任状	様式第1-4号
5	企業・団体の概要調書	様式第1-5号 若しくは「企業・団体の概要（事業実績には、自立相談支援事業等に関連するとおもわれる事業実績を記入）」及び「令和6年度における事業報告書及び決算書」「定款又はこれに代わるもの（写し）」「役員名簿」
○府中町の入札参加を有しない場合に添付するもの		
6	履歴全部事項証明書（商業・法人登記簿）（原本又はその写し）	参加表明日から前3ヶ月以内に発行されたもの。
7	直前1年において、事業所の所在地で納付すべきすべての市町村税の納税証明書（原本又はその写し）※1	7については、事業所の所在地が府中町である場合は、納税証明書の提出に代えて、納税に関する誓約書（様式第1-6号）を提出すること。
8	消費税及び地方消費税の納税証明書（原本又はその写し）※2	

（留意事項）

**※1 市町村税の納税証明書**

- ・未納の税額がないことが分かること。（「未納がない」旨又は未納額が0円と記載されていること）
- ・都道府県税の提出は不要です。

(ただし、本プロポーザルへの参加に関し権限を有する本店又は支店等が東京 23 区内に所在する事業者は都税の納税証明書が必要です。)

- ・法人税（国税分）ではありません。市区町村で交付を受けてください

#### ※2 消費税及び地方消費税の納税証明書

- ・未納の税額のない旨の証明書

(「納税証明書その3」 未納の税額がないこと、又は「その3の3」でも可能)

参加資格確認後、参加資格確認通知書を令和8年2月16日以降、速やかに送付します。

#### 4-5 質問書の受付・回答

本案件に関する質問の受付等は、次のとおりとします。

**【受付期限】** 令和8年2月9日（月）～令和8年2月16日（月）※厳守

**【提出方法】** 「質問書」（様式第2号）に記入し、次のアドレスに受付期限の午後4時までにメールで提出し、メール送付（到着）確認のために必ず電話してください。

**【メールアドレス】** [fukushi@town.fuchu.hiroshima.jp](mailto:fukushi@town.fuchu.hiroshima.jp)

- ・メールの件名は「府中町くらしごと自立応援センター運営業務の委託事業者選定にかかる公募型プロポーザル」としてください。
- ・電話及び直接来庁による質問には応じません。
- ・質問の内容に参加者名を特定できる内容がある場合は、回答しません。

#### 【回答方法】

質問に対する回答は、令和8年2月18日（水）の受付期限までに提出された質問事項への回答全てを取りまとめて、参加資格のあるものに対して、「参加表明書」に記載された電子メールアドレス宛に回答します。ただし、質問又は回答内容が、質問者の具体的提案内容等に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答します。令和8年2月20日（金）までに回答します。

#### 4-6 企画提案書等の提出

府中町くらしごと自立応援センター運営業務委託仕様書の業務内容を踏まえ、次の書類を提出してください。

(1) 企画提案書等提出書類：提出部数各10部（原本1部、副本9部）

下表の1～5をフラットファイルに綴じて提出すること（A4版縦書き）。

10部中8部は提案者名を記載せず、記載したものとは別で提出すること。

	書類名	様式及び作成要項
1	企画提案書	企画提案書提出書（様式第3号）をかがみとし、仕様書及び審査項目の内容を踏まえて作成すること。

2	運営業務見積書	様式第4-1号～様式第4-3号 事業ごとに作成・提出すること。
3	配置予定支援員調書	様式第5-1号～様式第5-4号 配置予定の職員における所有資格、関連業務従事期間等を記入すること。
4	事業実績書	様式第6号 令和4年4月から令和7年3月までに完了した業務を記入すること。
5	業務工程表	任意の様式にて開設日までの工程表を作成すること。

【受付期間】

令和8年2月20日（金）午後4時まで※厳守

【申込方法】

必要書類を提出先へ直接持参してください。（郵送の場合は期限までに必着）

※電子メールによる提出は認めません。

※土・日・祝日を除く午前8時30分から午後4時00分まで。

【提出先】

府中町 福祉保健部 福祉課 生活福祉係

〒735-8686 広島県安芸郡府中町大通三丁目5番1号

電話 082-286-3159

（2）その他

- ・受付期間内に企画提案書等の提出がない場合は、辞退したものとみなします。
- ・提出された提案書に基づきヒアリングを実施する場合があります。

4-7 企画提案書の記載事項

別添仕様書及び審査項目の内容を遵守した内容とともに、次の内容についても留意してください。

- （1）企画提案書には、方針、手法、効果等について詳細に記載してください。
- （2）生活困窮者自立支援法制定等の背景・趣旨を踏まえ、自立相談支援事業、就労準備支援事業及び家計改善支援事業を実施するにあたっての取組方針について、説明し、また、実施人員体制や支援員の能力研鑽の取組についても説明してください。
- （3）面談時に使用する相談記録表及び相談窓口となる事務所の間取り図を添付してください。
- （4）各事業の実施計画については、次の各事項を網羅し、事業全体の実施計画を策定し、目標及びそれを達成するための具体的方策等を必要な支援制度等を含めて提案してください。（一部再委託する場合には、再委託先の概要及び実施内容を踏まえてください。）

ア 自立相談支援事業

- ① 対象者の把握方法及び相談者の受入方法
- ② 要支援者世帯における課題の速やかな把握に向けた工夫
- ③ アセスメント、スクリーニング及びプラン策定の手法
- ④ 関係機関との連携
- ⑤ 新たな支援・連携機関の発掘方法
- ⑥ 支援終結後のフォローワー体制

#### イ 就労準備支援事業

- ① 具体的な実施方法（誰が、どのような方法で）
- ② 連携する予定の支援機関先の内容（数量、所在地、連携方法等）
- ③ 新たな就労（又はボランティア）体験の場の確保方法
- ④ 生活改善又は就労意欲の向上に向けた取り組み方法

#### ウ 家計改善支援事業

- ① 具体的な実施方法（誰が、どのような方法で）
- ② 家計に係る課題を要支援者へ認識させる工夫・手法

#### エ 周知方法

町民及び関係機関への具体的な周知方法

#### オ 個人情報の取り扱い

漏えい等の防止策、守秘義務に関する取組

### 4-8 提出に係る注意事項

- (1) 企画提案にかかる費用については、提案者の負担とします。
- (2) 提出された書類は返還しません。また、資料の差替・変更は認められません。ただし、町が補正を求めた場合又は補足書類を求めた場合にはこの限りではありません。
- (3) 採用した提案の著作権は、町に帰属するものとします。
- (4) 採用した提案は、町により、内容の一部を変更することがあります。
- (5) 説明会は実施しません。

### 4-9 プレゼンテーション

- (1) プレゼンテーションの順番は、参加表明書の到着順としますが、同日に到着した場合は、府中町が順番を決定し、別途「プレゼンテーション等開催通知書」にて通知いたします。
- (2) プレゼンテーション（実施時間は、1事業者につき提案説明を25分、質疑応答15分の計40分を予定）を実施し、契約候補者を1者選定します。令和8年2月27日（金）を予定しておりますが、詳細は別途決定し、メール又はFAXで令和8年2月25日（水）までに「プレゼンテーション等開催通知書」を送付し、プレゼンテーション等を行う日時と会場を通知します。

なお、提案者が1者のみの場合でもプレゼンテーション審査は実施します。基準点を60点（100点満点）とし、プレゼンテーション審査の評価点（全審査委員の評価点の合計の平均点）が基準点を満たす場合のみ受託候補者とします。（満たさない場合は

該当なし)

- (3) 最高得点を取得したものが2者以上ある場合は、自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業の業務の合計見積金額の最も低いものを契約候補者に決定します。さらに見積金額同額である場合は、委員会の協議で契約候補者を決定します。
- (4) 審査内容は非公表とします。
- (5) 審査結果については、文書により通知します。  
なお、この選定に関する異議は、一切受け付けません。

#### 4-10 プロポーザル参加に際しての留意事項

##### ア 失格又は無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

- ・受付期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ・提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ・審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・選定委員会に対して、直接、間接問わず接触を求めた場合または接触した場合
- ・他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- ・事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- ・見積書の見積額（税込）が契約限度額を超えている場合

##### イ 辞退

参加申し込み後に辞退する場合は文書にてご連絡ください。（様式第7号）

##### ウ 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に関する責任は、すべて提案者が負うものとします。

##### エ 複数提案の禁止

複数の提案書の提出はできません。

##### オ 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、修正、差し替え又は再提出は原則として認めません。

##### カ 返却等

提出された提案書については、取り下げ願い書が提出された場合であっても、返却しません。

##### キ 費用負担

企画提案書等の作成、提出、プレゼンテーション参加等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて提案者の負担とします。

##### ク その他

- ・プロポーザル参加者は、参加申込書の提出をもって、募集要領の記載内容に同意したものとします。

- ・原則として企画提案書等は第三者へ公開しないものとしますが、府中町情報公開条例の対象行政文書となるため、本業務の審査終了以後に情報公開請求によって、公開される可能性があります。
- ・提出された書類は、提出者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しません。

#### 4-11 公募によるプロポーザルの中止等

やむを得ない理由等により、公募によるプロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止又は取り消すことができるものとします。ただし、この場合において、公募によるプロポーザルに要した費用を府中町に請求することはできません。

### 5 契約の締結

#### 5-1 契約の締結

契約候補者と町が協議し、業務実施に係る仕様を確定させた上で府中町くらしごと自立応援センター運営業務の契約を締結します。

契約にあたっては、仕様書で示した業務内容を遵守するとともに、提案された内容を基本とし、契約候補者から再度見積書を徴した上で、町の契約担当者が別途定める予定価格の範囲内で契約を締結します。この協議の際、提出された提案書の内容を一部変更する場合があります。

また、協議が整わない場合にあっては、次順位の者と協議の上、契約を締結する場合があります。

なお、本契約は令和8年4月1日から令和11年3月31日までの複数年契約とします。

#### 5-2 契約保証金

契約金額の10分の1以上を納付しなければならないとします。ただし、次のいずれかに該当するときは免除とします。

- ① 履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提供したとき。
- ② 令和5年度から令和7年度までに府中町又は国（公社・公団を含む。）若しくは他の地方自治体と当該業務と同等規模以上の契約を2回以上締結しており、その契約実績票を提出したとき。

### 6 問い合わせ先

府中町 福祉保健部 福祉課 生活福祉係

住 所 〒735-8686 広島県安芸郡府中町大通三丁目5番1号

電 話 082-286-3159 F A X 082-283-5775

メール fukushi@town.fuchu.hiroshima.jp

担 当 佐々木

※問い合わせは、土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時00分まで。